

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4125
21年2月9日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

お客様から申告等があったら 「手袋の着用を控えるように」 社員は感染しても構わないのか！

おはようございます。
先週5日、厚生労働省は、感染の広がりを見極める目安として昨年12月に東京・大阪・宮城・愛知・福岡の5都府県で、希望者から抽出したおよそ1万5千人を対象に行われた抗体検査の結果を公表しました。調査結果では、抗体保有率は5都府県全てで1%を下回っていました。それでも感染者と確認された人との割合と比較すると、1.5〜3倍程度の割合となり、確認されていない感染者も多数いることがわかります。



厚生労働省は「大半の人が抗体を保有していないことが明らかになった。感染した人でも抗体がなくなっている可能性もあり、引き続き感染対策を

徹底してほしい」としています。



さて先月1月26日の「未来」で指摘した「新型コロナウイルス感染症のセルフPCR検査の検体内容をとする郵便物等（以下対象郵便物）の取扱いに関する緊急申し入れの続報です。支部が行った22日の

申し入れに対して、長中局から昨日（8日）まで回答はありません。社員が業務上の取扱い中に「新型コロナウイルスに感染」するかどうかという非常事態に、2週間以上も回答しない無神経さに失望します。

長中局の労務政策には失望しますが、申し入れ後の現状を報告します。まず、業研の開催要請については、班・チームでの再度の周知が行われましたが、業研といえるものではなく、社員一人一人が危険性について理

解したかは不明、と極めて不十分な対応といえます。他の項目では、消毒スプレーの配備や専用ケースの設置など対策が取られたものもあります（左記の枠内参考）。



今回の組合申し入れの基本は「対象郵便物には病原体が付着している可能性があるが、触ることでより取扱中に感染する危

険性がある」という事です。しかしポータルサイト上の引き受けに関するQ&Aにも危険性には触れられていません。それどころか「手袋を着用して（取り扱いを）する場合はある」旨揭示してよいかの問いに、可能だが「お客様から苦情申告等があった場合には、着用を控えていただきます」ようお願いする等、問題意識・危険性の認識のかけらもない事をポータルサイトで示しています。危険が予見される中でも、お客様が言えば社員のリスクなどどうでもよいとの姿勢には強い憤りを覚えます。

対象郵便物等の取扱いに関する緊急申し入れの項目とそれらに関する会社及び長中局の対応

（会社対応は、新型コロナウイルス感染症のセルフPCR検査の検体の引き受けに関するQ&Aによる）

- 対象郵便物は専用キットに封緘されているとのことだが、キットからウイルスが漏れる可能性はないのか。
会) 対象郵便物はウイルスの不活化により感染性が失われている。また三重包装を行っているので外部に漏出する恐れはない
- 漏れなくてもコロナ感染陽性者が、対象郵便物の表面を消毒しないまま触る可能性は高い。コロナウイルスが付着した対象郵便物を取扱った社員が感染する可能性はないのか。
会) 局回答無。Q&Aにも外装に付着した病原体への危険性の記載なし
- 対象郵便物はポスト投函も可能と言うことである。ポスト収集時の危険性について説明すること。
会) 局回答無。危険性の周知無
- 対象郵便物を取扱う可能性のある全社員に携行用の消毒スプレーを配備すること。
会) 長中局では、携行用の消毒液の保持について調査があり、職場には詰め替え用の補充液と共に配備された
- すでに新型コロナウイルスPCR検査キットはネットなどで販売されており利用者も多いと聞く。各作業場に専用の作業スペースを設置し、他の郵便物と混ざったままということがないように取扱いを厳格にすること。
会) 長中局では、郵便部作業スペースに収集時・輸送時用の専用ケースが設置された

ほっとけば会社は守ってくれません。しかし声に出せば多少なりと改善されます。リスクへのアンテナを高く張り、職場を改善しなければなりません。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。 期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。 めげば、均等待遇、なごみの差別。 ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！